

平成 22 年 5 月 14 日

「厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令等の一部を改正する省令(案)」等に関する意見募集への意見

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国保育協議会
会長 小川 益丸
全国保育士会
会長 御園 愛子

全国 2 万 1 千の認可保育所が加入する全国保育協議会と、全国 18 万 5 千人の保育士を会員とする全国保育士会は、このたび示された「厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令等の一部を改正する省令案」の意見募集について、下記のように意見を表明する。

1. 給食の外部搬入方式の容認については、本会としては反対である。
 - (1)一人ひとりの子どもの発達過程やその日の体調、生活リズムに応じた食事の提供が困難になる。
 - (2)命にかかわるアレルギーのある子どもへのきめ細やかな対応が難しくなる。
 - (3)保護者や地域の子育て家庭に対する子育て支援活動が難しくなる。
 - (4)国が施策として食育を進めてきたことに矛盾する。
2. やむをえず省令を改正し、給食の外部搬入方式を進めるにあたっては、下記の条件を課すようにされたい。
 - (1)調理室の必置義務は遵守すること。

子どもに対し適温給食を提供し、その日その日の子どもの状況に応じて、さらに刻む等の調理が可能となるよう、外部搬入方式であっても、調理室は必置とすること。
 - (2)施設の主体的責任(献立の計画→食事→残菜チェック→評価(嗜好調査)→改善など)を明確にし、保育所が衛生面、栄養面等業務上必要な管理を行うことができる体制をはかること。なお外部搬入方式にあっても、献立等に対して栄養の指導を行うことができるよう、栄養士による必要な配慮を行なうことができるようにすること。
 - (3)一人ひとりの子どもの発達過程やその日の体調、生活リズムに応じた食事の提供を行うことができるよう、対応を図ること。また、子どもの生活リズムにあわせて適温の給食を提供するためには、調理員等の配置がないと、配置基準上の保育士だけで対応す

ることは困難であるため、外部搬入方式であっても調理員等の配置を図ること。

- (4)アレルギーのある子ども等への食事の提供はアレルギーを生じる食物を除去するだけでなく、子どもが疎外感を感じないように栄養素を補いつつ見た目も同じように配慮した代替食として提供するように指導すること。
- (5)保育所ではこれまで昼食に加え、おやつを「補食」として提供しているが、外部搬入方式を導入するにあたっては、昼食だけでなく、一日の子どもの食事に関して総合的に「食事摂取基準」にもとづき提供できるよう、食事の提供をするよう配慮すること。
- (6)外部搬入にすることによって、子どもに対する食材費等を低下させることのないよう配慮すること。公立保育所の一般財源化の影響の一つとして、食材費の削減が行われている。子どもに対して提供する食事に、自治体の財政力や搬入業者によって格差が生じないようにすること。
- (7)保育所が開所している期間は、搬入業者の都合で食事の提供が行われない時期が生じないようにすること(とくにお盆休みおよび年末年始にあっても、保育所が開所しているのであれば、通常と同様に食事を提供できるようにすること)。
- (8)外部搬入をする保育所については、市町村行政が定期的に食事の内容や提供方法について確認するようにすること。

<本件に関する問合せ先>

全国保育協議会事務局(担当:今井)

社会福祉法人 全国社会福祉協議会・児童福祉部内

〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル内